

名古屋市監査委員規程第 5 号

監査専門委員の設置等に関する規程を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

監査専門委員の設置等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 200条の 2 の規定に基づく監査専門委員の設置等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 専門性の高い事項に対応するため、必要に応じ、監査委員に監査専門委員を置く。

(所掌事務)

第 3 条 監査専門委員は、監査委員が委託する事項（以下「委託事項」という。）について調査し、監査委員に報告する。

(任期)

第 4 条 監査専門委員の任期は、選任された日から代表監査委員の指定する日までとする。

- 2 代表監査委員は、監査専門委員が第7条に違反した場合その他特別の事由があると認めるときは、前項の任期途中においても、監査専門委員を解任することができる。

(調査の委託)

第5条 監査専門委員へ委託する場合は、委託事項を監査委員から監査専門委員へ書面にて通知する。

- 2 第3条の規定に基づく報告は、書面によるものとする。

(報酬の支給対象業務等)

第6条 報酬の支給対象業務等は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 監査専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、監査専門委員について必要な事項は、監査事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。